

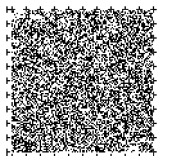
---

---

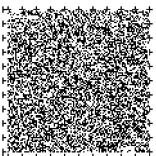
## 第4章 施策の展開

---

---



令和元年度の実態・意向調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。  
そのため、合計が 100%にならない場合があります。



## 1 新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化

### 目指すべき姿

障害のあるかたの重度化や高齢化、介助する家族の高齢化などに対応できるよう、相互理解と支え合いに基づく、福祉コミュニティづくりとコミュニティソーシャルワーク<sup>1</sup>機能を強化し、SDGs（P36参照）の理念でもある「誰一人取り残さない」社会づくり「ソーシャルインクルージョン<sup>2</sup>」の実現を図ります。

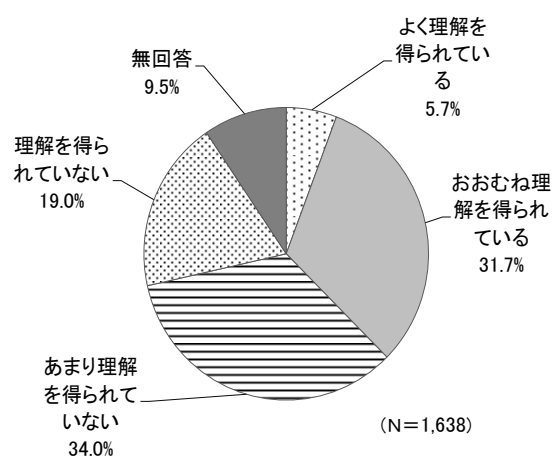
### 【現状と課題】

障害者基本法では共生社会の実現に向け、障害を理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

令和元年度のアンケート結果によると、地域での障害・疾病に対する理解については、『理解を得られている』（「よく理解を得られている」と「おおむね理解を得られている」の合計）は37.4%である一方、『理解を得られていない』（「あまり理解を得られていない」と「理解を得られていない」の合計）は53.0%となっています。

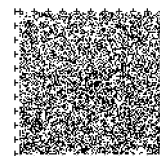
障害や疾病に対する理解をより一層進めることにより、障害のあるかたもないかたも相互に支え合える関係づくりを推進していくことが求められています。

＜地域での障害・疾病に対する理解＞



<sup>1</sup> コミュニティソーシャルワーク：生活上の課題を抱える人等に対する個別支援と、地域全体での支援を、専門職や住民が協力して実施するもので、コミュニティソーシャルワーカーが主に実施する。

<sup>2</sup> ソーシャルインクルージョン：誰も排除されない、誰も孤立しない社会を目指すこと。



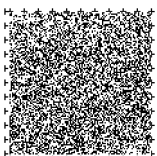


## SDGs (Sustainable Development Goals) とは

### SDGsとは

「SDGs(エスディーゼズ)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成 27(2015)年に国連のサミットで採択されました。2030 年を達成年度とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 取組方針1 障害者理解の促進

障害者への支援方法を学ぶ障害者サポート講座の開催や、ヘルプマーク<sup>1</sup>・ヘルプカード<sup>2</sup>の普及啓発を図ります。

また、平成31年に施行された「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」に基づき、手話が言語であることへの理解を深め、障害のあるかたもないかたもお互いに理解し合うことができるよう、多様な意思疎通手段の活用を推進していきます。

### 【主な取組事業】

- 障害者サポート講座（P38 参照）
- ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発
- 障害に関する周知・啓発



【ヘルプマーク】

## 取組方針2 地域における支え合い活動の促進と担い手との連携

地域における支え合い活動の促進を図るため、町会・自治会等による従来からの地域の支え合い活動を支援するとともに、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO法人等と連携することで、障害福祉サービスだけでなく、多様なインフォーマルサービス<sup>3</sup>を活用した支援を行います。

また、多様化・複雑化するニーズに対応していくため、区では全国に先駆けてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域活動を掘り起こし、新たな場やサービスを創設してきました。地域課題の解決のため、引き続き、障害のあるかたの自立を総合的・包括的に支援できる体制の充実に努めます。

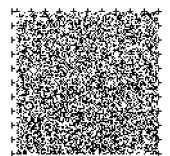
### 【主な取組事業】

- 民生委員・児童委員等との連携による見守り
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 地域への情報発信

<sup>1</sup> ヘルプマーク：義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または妊娠初期のかたなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が考案したマークのこと。

<sup>2</sup> ヘルプカード：緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたもので、障害のあるかたなどが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。

<sup>3</sup> インフォーマルサービス：公的な制度に基づくサービスではなく、ボランティア、NPO等の地域住民による助け合いや支え合いなど、多様な主体の活動によるサービスのこと。





## 障害者サポート講座


コラム



障害当事者の実体験から困りごとなどをお聞きします。

障害の特徴に応じた簡単な声かけや手助けの方法を学びます



障害者サポート講座とは 

障害者への声かけや手助け方法の学習、障害疑似体験などにより、障害についての理解を深め、障害者への簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座です。



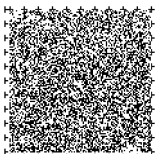
[アイマスクをつけるなどして、障害の疑似体験を行います。]

### 障害者サポート講座をご家庭で！

例年区民ひろばなどで実施している「障害者サポート講座」を令和2年度は豊島区公式YouTubeチャンネル内で配信しました。身体（聴覚・視覚）・知的・精神障害のあるかたへの支援方法や手話ソングなどを学ぶことができます。

動画の視聴はこちらから↓

<https://www.youtube.com/watch?v=OQ0c41ZnDP8&list=PLQUvsThzyE6Voc3KaM1lljnFAAvYsPng>



### 取組方針3 外見上ではわかりにくい障害の周知・啓発

高次脳機能障害<sup>1</sup>、難病、精神障害、内部障害などの障害は、他の障害と比較して外見上ではわかりにくいいため、他者からの理解が得られにくい障害です。

また、失語症は、発症前には何不自由なく使っていた言語機能が脳障害等により低下した状態になる障害です。中途障害であることや外見上ではわかりにくいことから、社会における理解や支援が進んでおらず、失語症のかたの社会参加に大きな障壁となっています。

外見上ではわかりにくい障害のあるかたの理解の促進を図るため、講演会の開催や多様な媒体の活用を通じて周知・啓発を行っています。

#### 【主な取組事業】

- 高次脳機能障害の周知（ホームページ等）
- 失語症理解のための講演会
- 高次脳機能障害などに対応した人材の育成



コラム

#### 高次脳機能障害とは

##### 高次脳機能障害とは

脳が損傷し、周囲の状況にあった適切な行動ができなくなり、生活に支障が生じてしまう障害です。

見ただけでは障害がわからないケースが多く、日常生活でいろいろな不便が生じています。



#### ＜豊島区での取組み＞

高次脳機能障害の疑いのあるかたや、診断を受けた人とご家族・支援者のかたを対象とした取組みを行っています。

- 家族交流会の開催
- 出前講座の実施
- 通所事業の実施 など

#### 【高次脳機能障害のいろいろな症状】

例えば

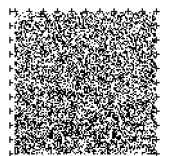
- とてもつかれやすくなる、思考のスピードが遅くなる
- コミュニケーションがうまく行かない
- 図や表示の意味がよくわからない
- 新しいことを覚えにくい
- 段取りよく物事を進められない
- 感情のコントロールがきかない

※程度や表れかたは人様々。  
本人が気づきにくいこともあります。



[高次脳機能障害講演会の様子]

<sup>1</sup> 高次脳機能障害：外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。



## 取組方針4 地域生活支援拠点を活かした支え合いの推進

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により、障害のあるかたの生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいいます。

豊島区では、地域における支え合いの取組みを強化していくため、相談を調整する機能や、緊急時の受け入れ機能、社会参加への支援を行う機能など複数の機能を有した施設（多機能拠点整備型）の更なる活用とともに、あわせて事業所同士のネットワークの構築を進め、今ある社会資源を活用し、顔の見えるサポート体制を主軸とした面的な整備（面的整備型）を進めています。

多機能拠点整備型の施設については、より多くの様々なニーズに応えていくことができるよう、今ある施設に加え、新たな施設の整備を進めています。

### 【主な取組事業】

- 多機能拠点整備型の地域生活支援拠点の整備
- 面的整備型の拠点事業の推進



[ 地域生活支援拠点「niima（ニーマ）」 ]

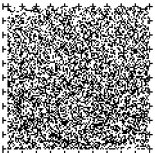
#### 【主な事業】

- ・重度心身障害者グループホーム
- ・短期入所
- ・相談支援

### 【地域生活支援拠点のイメージ】



※厚生労働省 HP より引用





## 2 包括的な相談支援体制の構築

### 目指すべき姿

障害だけでなく、複合的な課題のあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における社会資源を最大限に活用しながら、必要なサービスが総合的・包括的に提供される相談体制を構築していきます。

### 【現状と課題】

令和元年度のアンケート結果によると、よく利用する相談窓口として、精神障害のかたは、「事業所・施設」、難病のかたは「保健所・健康相談所」、それ以外のかたは「区の障害福祉課」が最も多くなっています。

障害のあるかたが地域生活を継続していくためには、連続性および一貫性を保った福祉サービスが提供されるよう、地域の相談体制を充実させることが不可欠です。

そのため、障害に関する相談はもちろん、障害とその他の困りごととも一体的に相談できるような体制づくりが必要です。

### ＜よく利用する相談窓口＞

障害区分	1位	2位
身体	区の障害福祉課	東部・西部障害支援センター
知的	区の障害福祉課	事業所・施設
精神	事業所・施設	区の障害福祉課
難病	保健所・健康相談所	病院・診療所

### 取組方針 1 地域資源を活用した相談体制の充実

区では、障害のあるかたが安心して暮らせる地域づくりを目指すため、日常の相談業務の中から出される様々なニーズについて地域支援協議会<sup>1</sup>において検討するとともに、その課題を解決するために、基幹相談支援センター<sup>2</sup>を通じた相談支援事業所<sup>3</sup>などの関係機関のネットワークを活用することにより、相談支援体制の充実を図っていきます。

### 【主な取組事業】

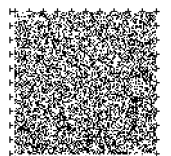
- 基幹相談支援センター事業
- 地域支援協議会の運営
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 豊島区医療的ケア児支援協議会（仮称）の運営
- 地域活動支援センター<sup>4</sup>における相談支援
- 「福祉ホームさくらんぼ」の運営

<sup>1</sup> 地域支援協議会：豊島区において、地域の関係機関によるネットワーク構築等に関することや、困難事例の対応策の検討、障害福祉計画などの検討を目的として設置されている協議会。

<sup>2</sup> 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業および身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。一般的な相談支援事業に加えて、相談支援事業所への指導・助言や人材育成の支援と関係機関との連携を図る。

<sup>3</sup> 相談支援事業所：サービス利用の相談・情報の提供・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障害者の意向に沿ったサービス等利用計画を作成する事業所。

<sup>4</sup> 地域活動支援センター：障害者総合支援法にもとづき、障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関のこと。



## 取組方針2 包括的な相談のための分野横断・連携強化

障害者サービスに関連する相談に加えて、その他の福祉施策分野とも複合的な課題を分野横断して対応できるよう福祉包括化推進員を設置し、相談支援機関との連携と関係各課との連携を図っていきます。

### 【主な取組事業】

- 福祉包括化推進員の設置
- 各種専門相談の実施（リハビリテーション医・臨床心理士・公認心理師、高次脳機能障害専門相談員）
- 福祉包括化推進会議の設置
- 豊島区発達支援ネットワーク会議



コラム

### コミュニティソーシャルワーカーと福祉包括化推進員

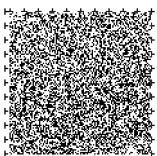
コミュニティソーシャルワーカーは、全世代を対象に、福祉のことに限らず相談を直接受けています。一方、福祉包括化推進員は、コミュニティソーシャルワーカーや各相談窓口で受けた相談のうち、単独の組織では対応が困難な複雑・複合的な課題に対して、課題解決に向けた全体調整を行っています。

## 取組方針3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のあるかたも、地域社会の一員として、地域の中で自分らしい暮らしをしていけることが大切です。障害のあるかたすべてに対する医療、障害福祉、介護、教育、住まいのほか、就労などによる社会参加や地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関で構成する協議の場を設置します。

### 【主な取組事業】

- 精神障害者を含む地域包括ケアシステムを構築するため、医療関係者を含めた協議の場を設置



### 3 ニーズの早期発見・早期対応の強化

#### 目指すべき姿

地域における見守り活動を推進するとともに、重度化を防止するため、日頃からの予防に向けた取組みを強化します。

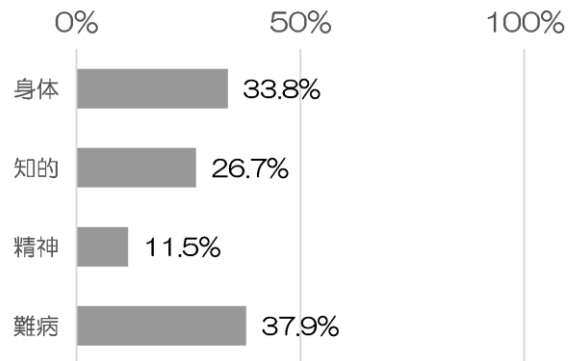
#### 【現状と課題】

ニーズの早期発見・早期対応を行うためには、ニーズを感じた人がすぐに相談をすることが、解決のための糸口となります。

しかし、相談の場所に自ら相談に出向くことを躊躇する人や、相談の必要性を当初は感じていないと思う人は、問題が深刻化してしまうケースが数多くあります。

令和元年度のアンケート調査結果にあるように、よく相談に行く窓口がない人も多いため、地域における見守りや相談体制の充実が重要です。

#### <よく利用する相談窓口が「ない」人の割合>



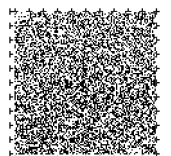
#### 取組方針1 地域における見守りの推進

民生委員、児童委員、町会、障害福祉サービス事業者、コミュニティソーシャルワーカーなど、多様な主体による見守り活動を推進します。

また、障害者虐待の未然防止や早期発見につながるよう、障害者虐待防止センターにおいて、関係機関とのネットワーク体制の整備とともに、区民をはじめとした周知活動を行っていきます。

#### 【主な取組事業】

- 民生委員・障害福祉サービス事業者・コミュニティソーシャルワーカー等による見守り活動の促進
- 障害者虐待の早期発見、早期対応
- 福祉包括化推進会議の活用



## 取組方針2 予防の取組みの強化

生活習慣病をはじめとする疾病などを予防し、重度化を防止するため、若年期からの健康づくり、介護予防等、予防のための取組みを強化していきます。

### 【主な取組事業】

- 健康診断の受診の勧奨
- 生活習慣病対策
- かかりつけ医の重要性の周知
- 健康づくりの推進

## 取組方針3 相談体制の充実

適切な障害福祉サービス利用を促進するため、基幹相談支援センターにおいて、計画相談支援をはじめとした相談支援の充実に向けた取組みを進めていきます。

また、精神障害のあるかたが安心して地域で生活することができるよう、アウトリーチによる支援や相談体制を強化していきます。

あわせて、発達障害や高次脳機能障害のかたも障害者総合支援法による給付の対象となることから、積極的に情報提供や相談等を行います。

### 【主な取組事業】

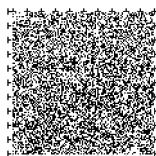
- 計画相談の充実
- 相談体制の検証・評価
- 精神障害者に対するアウトリーチ活動の活用
- 発達障害や高次脳機能障害のかたへの情報提供と相談等の実施
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所連絡会の実施
- 計画相談を行う人材の育成支援



コラム

### 精神障害者に対するアウトリーチ活動

豊島区では、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神科医が支援チームを組み、未治療・医療中断等のため地域社会での生活が困難な精神障害者又はその疑いのあるかたに対して、アウトリーチ活動により医療と生活の支援を提供しています。





# としま健康チャレンジ!

## コラム

豊島区では健康チャレンジ! 応援団 (民間事業者・地域団体・区民グループ・区内スポーツ施設) と協力して、健康に関する講演会や運動講座、イベント等を用意しています。それらに参加していただくことでポイントを集め、マイレージカードと交換し、区内協賛店でサービスを受けることができるのが「健康チャレンジ!」事業です。

詳しくは、右記  
二次元コードより  
ご覧いただけます!



**健康チャレンジ!**  
対象事業に参加してポイントを集めよう!  
あなたの健康づくりを楽しくおともにサポートします!  
いつでも、だれでも、どこでも!  
健康とポイントをゲットしよう!  
100ポイント (健康講座参加) + 50ポイント (運動イベント参加) = 合わせて400ポイント  
としま健康マイレージカードをゲット!  
豊島の400ポイントを集めるたびに、としま健康マイレージカードが送られてきます。この健康マイレージカードを使って、区内の「としま健康チャレンジ!」協賛店で、色んな特別サービスを受けられます。サービス内容は店舗によって異なります。詳しくは各協賛店・協賛施設・協賛事業者のホームページをご覧ください。豊島区健康推進課

豊島区 保健福祉部 地域保健課 保健事業グループ  
☎ 3987-4660  
※詳細は豊島区ホームページ「健康チャレンジ」ページをご覧ください。



裏面

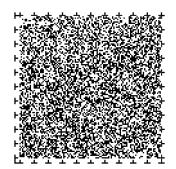
### [としま健康チャレンジ! ポイントシート]

**ポイントシート**

規定の400ポイントが貯まったら、としま健康マイレージカードと交換できます。としま健康マイレージカードを使うと、健康チャレンジ! マイレージ協賛店で特別なサービスを受けられます。1回交換してもそれで終わりではありません。また400ポイント貯めれば何度でもとしま健康マイレージカードがもらえます。講演会や講座に参加したり、健診を受けたり、マイペースチャレンジに取り組んだりなど、たくさんポイントをゲットしましょう!

<p>(1) 知ってチャレンジ 1回100P(1回以上)</p> <table border="1"> <tr><td>月</td><td>日</td><td>月</td><td>日</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>1シートに既定の400P以上貼っていただいても、1シート400Pとしてマイレージカード1枚と交換します。 (この事業は予告なく終了になる場合がありますので、年度を越えて使用する場合はお問い合わせください)</p>	月	日	月	日	月	日							<p>(2) やってチャレンジ 1回50P(1回以上) No. _____</p> <table border="1"> <tr><td>月</td><td>日</td><td>月</td><td>日</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>月</td><td>日</td><td>月</td><td>日</td><td>月</td><td>日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	月	日	月	日	月	日							月	日	月	日	月	日						
月	日	月	日	月	日																																
月	日	月	日	月	日																																
月	日	月	日	月	日																																

氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 生まれ 住所 \_\_\_\_\_ 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_



## 4 地域生活支援の充実

### 目指すべき姿

障害のあるかたが安心して地域での日常を過ごすことができるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図ります。

また、児童相談所や子ども家庭支援センターと連携を図りながら、障害児支援体制の充実を図っていきます。

### 【現状と課題】

令和元年度のアンケート調査によると、今後利用したいサービスとして身体障害者のかたは「補装具の給付」、知的障害者のかたは「短期入所（ショートステイ）」、精神障害者のかたは「通所サービス」、難病患者のかたは「移動支援」、障害児は「放課後等デイサービス」が最も多くなっています。

障害種別によって利用したいサービスが異なるため、様々なサービスが提供できる体制づくりが重要です。

### ＜今後利用したいサービス＞

障害種別	1位	2位
身体	補装具費の給付	日常生活用具の給付
知的	短期入所（ショートステイ）	共同生活援助
精神	通所サービス	自立支援医療（医療費の公費負担）
難病	移動支援	自立支援医療（医療費の公費負担）
障害児	放課後等デイサービス	移動支援

### 取組方針1 地域の相談支援体制の充実とネットワークの構築

障害のあるかたが地域生活を送る上で、いつでも気軽に相談でき、適切な情報提供や支援を受けることができる窓口が不可欠です。

区ではこれまでに、基幹相談支援センターを柱として、区内の相談支援事業所を中心とした関係機関と連携を図るとともに、より身近な相談先として、コミュニティソーシャルワーカーをはじめ、民生委員・児童委員、福祉なんでも相談<sup>1</sup>などを充実してきました。

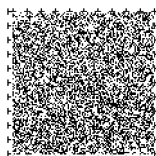
また、地域支援協議会においても、障害福祉に関するネットワークの構築、地域の社会資源の開発、改善等に関する協議を行うなど、相談支援体制の充実に取り組んできました。

引続き、地域支援協議会における協議を進めるとともに、相談支援体制の更なる充実や関係機関の連携強化を図っていきます。

### 【主な取組事業】

- 相談支援の充実
- 地域支援協議会の運営

<sup>1</sup> 福祉なんでも相談：社会福祉法で定められている社会福祉法人による地域公益活動の一環として、平成29年度から豊島区内で高齢者施設、障害者施設、保育園などを運営する社会福祉法人が共同で無料の相談事業を行っている相談。



## 取組方針2 障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実

医療的ケア<sup>1</sup>が必要な障害のあるかたや難病患者、強度行動障害、高次脳機能障害、発達障害、聴覚障害や視覚障害など、障害の特性に応じた支援の充実は大きな課題です。また、障害のあるかたの親の高齢化や障害のあるかた自身の高齢化をはじめ、引きこもりや生活困窮など、障害のある方を取り巻く問題が多岐に渡り、複雑化する場合も増えています。

こうした複合的な課題に対応できるよう、関係する保健、医療、福祉、教育等の機関が連携した切れ目のない支援を実施するための体制づくりを進めていきます。

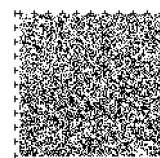
また、失語症への対応やアルコールなどの依存症、重度化や高齢化への対応など、これまでの制度では支援が十分に届かない人への支援も課題となっており、その支援策についても検討を進めていきます。

### 【主な取組事業】

- 地域生活移行支援事業
- 発達障害者支援事業
- 発達障害者心理相談事業
- 高次脳機能障害者支援対策事業
- 失語症の人のコミュニケーション支援事業<sup>2</sup>
- 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業
- 居住支援協議会との連携による入居支援事業
- 依存症に対応した精神保健福祉相談
- 医療的ケアが必要なかたへの支援
- 日常生活用具の給付事業

<sup>1</sup> 医療的ケア：家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。区内 2 事業所において医療的ケアを実施している。

<sup>2</sup> コミュニケーション支援事業：失語症者が参加している活動団体にコミュニケーションを手助けするための支援者を派遣する事業のこと。





## ひかり文庫と録音図書のデジタル化とは

### コラム

#### ○「ひかり文庫」とは

豊島区の点字図書館のことで、昭和45年11月に発足し、昭和47年4月に点字図書館として認可されました。

#### ○録音図書の記録媒体の変化

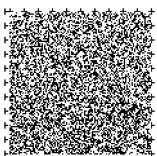
ひかり文庫設立当初、録音図書の記録媒体は、「オープンリールテープ」が主流でした。オープンリールテープは、その後、「カセットテープ」、そして、「CD（デイジー図書）」に進化していきます。これにより、記録媒体自体がコンパクトになり、そのうえ録音できるデータ量も増えたことで、一度に借り受ける記録媒体が少なくなるなど利用者の負担が軽減されました。また、録音データのデジタル化により目次がつき、巻き戻しや先送りでも簡単に聞きたい箇所にたどり着けるようになるなど、利便性も向上しました。

また、図書のデータ化により、インターネット上の電子図書館（サピエ図書館など）サービスが登場するなど、利用者の読書機会がさらに増加しています。

現在では、メガネのフレームなどに装着して紙媒体の情報を読み取り、音声に変換するツールなど、視覚障害者を手助けする様々な技術の開発が進んでいます。

令和元年6月には、「読書バリアフリー法」が制定され、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会」を目指すという将来像も明確になりました。

そう遠くない未来には、AIの活用や新しいツールの出現により、「できるはずがない」と思っていたことが当たり前になる世の中になり、今とは全く違う「ひかり文庫」になっているかもしれません。







## 失語症とは

### コラム

脳血管障害や脳腫瘍・脳炎等の病気、交通事故や転落等による脳の損傷など様々な原因で脳が損傷され機能が低下すると、言葉を操ることに支障をきたす『失語症』になります。

症状によっては、身体障害者手帳の「音声言語機能障害」の対象となります。



失語症の症状は人により異なりますが、例えば、

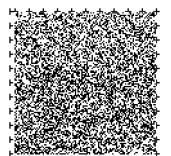


### 失語症のかたからのお願い

- ゆっくり、はっきり、短い文で話してください
- 一度でなく、時には繰り返して話してください
- 急に話題を変えないでください  
話題が変わる時には、そのことをはっきり伝えてから話をしてください
- 答えを急かさないうでください（考える時間・言いたいことを言うのに時間がかかります）
- 大切なことは**絵や文字**で示してください。
- 子ども扱いをせず、対等に扱ってください

### 豊島区・コミュニケーション支援者の派遣について

失語症のかたが参加している団体に、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的に豊島区がコミュニケーション支援者を派遣します。



### 取組方針3 障害児支援体制の強化

障害児への支援は、子どもの成長に伴って関わる機関が変わっていくことから、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、支援が途切れないう、関係機関と連携しながら一人ひとりの発達段階に応じた支援を行います。

特に医療的ケア児については、関係機関による協議会を立ち上げ、相互の連携を図りながらネットワーク構築を進めるとともに、あわせて家庭環境に十分対応した支援体制の整備を行います。

また、障害児への支援だけでなく、子育てをしている家庭への支援の充実も求められていることから、子ども家庭支援センターによる一体的な相談支援体制の取組みを進めていきます。

豊島区では、令和4年度には、区立の児童相談所<sup>1</sup>の設置が予定されています。虐待だけでなく、障害をはじめとした様々な子どもに関する相談支援体制を充実させるとともに、子どもの福祉と権利を守るための取組みを強化していきます。

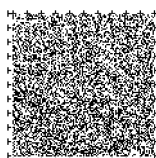
#### 【主な取組事業】

- 障害児保育事業
- 児童発達支援事業
- 巡回子育て発達相談事業
- 子ども家庭支援センターによる子ども  
および家庭への支援
- 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業
- 放課後デイサービス事業
- 医療的ケア児への支援体制の整備
- 児童相談所の設置
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの  
配置の検討



[（仮称）豊島区長崎健康相談所・児童相談所等複合施設]  
完成予定図(令和2年10月時点)

<sup>1</sup> 児童相談所：児童福祉法に基づいて設置される行政機関で、原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々など、全ての人から受け付けている。





## 子ども家庭支援センターにおける支援

### コラム

「ことばが遅い」「落ち着きがない」「なかなか歩かない」など、子どもの発達に関する相談数はここ数年で倍近くに増えています。センターでは、心身の発達に困難のある子どもとその家族に対して支援を行うことで、家族が子育てに自信を持ち、安定した生活をおくれるようになることを目的としています。

発達支援事業では、就学前の子どもを対象として一般的な発達相談から専門相談、通所指導、個別指導、等を行っています。



〔縁日ごっこの様子〕

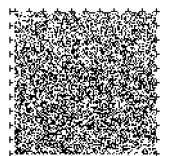


〔通所バス〕

また、子ども家庭支援ワーカー<sup>1</sup>や専門相談員が区民ひろばに出張し、出張発達相談「あそんで相談ことばとからだ」を実施。気軽に相談できる場となっています。

保護者支援として、「ペアレントトレーニング」や「ペアレントメンター事業」等も行い、ニーズに合ったプログラムに参加いただいています。

<sup>1</sup> 子ども家庭支援ワーカー：日常生活を送るうえで、困りごとを持つ地域住民の「相談援助業務」に就く人で、子ども家庭支援センターに所属するケースワーカーのこと。



## 5 就労支援の強化

### 目指すべき姿

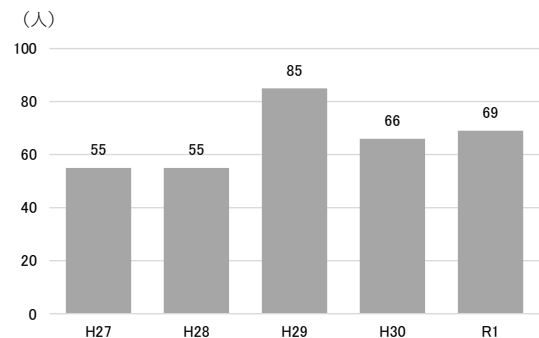
障害者が働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を過ごせるよう就労に関わる支援のほか、生活全般の支援の充実を図ります。また、就職後のフォローアップを含めたサポート体制など、継続した支援を提供できる体制づくりを進めます。

#### 【現状と課題】

改正障害者雇用促進法により、企業・事業者には障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮が義務付けられています。

平成30年改正からは、雇用率の算定にあたり、精神障害も含まれ、障害者の雇用率は令和3年3月から民間企業では2.3%、国・地方公共団体等については2.6%に引き上げられています。

＜就労支援事業利用者の新規就職者数＞



### 取組方針1 就労と職場定着への支援

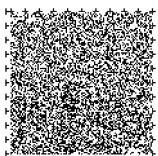
障害のあるかたの就労については、雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な支援が不十分なことなどにより、働きたいという意欲と能力があっても、就労に結びついていないのが現状です。

一方で、障害者雇用率の引き上げなど、国における障害のあるかたへの雇用促進策は進められています。

こうした状況を踏まえて、就労に関する相談体制の充実を図るとともに、企業の経営者や従業員をはじめ、障害者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障害の特性に応じた就労の場の提案や就労に向けてのサポート体制・定着支援を充実します。

#### 【主な取組事業】

- 障害者就労支援事業
- 就労定着支援事業
- チャレンジ雇用支援事業（P53 参照）
- 「ほっと・サロン」（就労者余暇活動支援事業）運営支援事業





## 障害のあるかたの就労 ～チャレンジ雇用支援事業～

### コラム

宮國花さんは、「いけぶくろ菫の里」(障害者支援施設)でパン作りに携わったのち、区のチャレンジ就業員を経て、「株式会社フルヤ金属」に勤務しています(令和元(2019)年12月現在)。

宮國さんは、障害のため、過去には寂しい経験をしたことがありましたが、それでも人や社会に対して臆することなく、積極的に「外に出たい」という気持ちがありました。学校卒業後、「就職すること」をめざし、家族や友人、就労支援員等、周りの人たちの協力を得つつ、一般企業で元気に働いています。



【いけぶくろ菫の里】  
(当該施設ホームページより)



[左：同僚の人と談笑する宮國さん、右：お仕事中の宮國さん]

### チャレンジ雇用支援事業とは

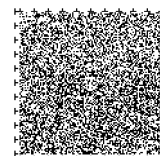
将来における一般企業での就業をめざし、対象となる障害者を「チャレンジ就業員」として区で一時的に雇用し、就労経験を積む事業のことです。



## 就労支援員の配置

### コラム

区では、就労を推進するため就労支援員を配置しています。就労支援員は、障害者就労支援施設に通所している障害者を対象に、一般企業でも仕事ができるよう、履歴書の書き方や面接・ビジネスマナーの訓練を行っています。また、就職した後も定期的に職場訪問を行い、障害者本人が会社に定着できるよう、障害者本人だけでなく、企業が抱える不安や相談も受けることでサポートを行っています。



## 取組方針2 工賃向上への取組み

障害のあるかたの工賃向上の取組みを進めていくため、区では「はあとの木」による自主製品の販売促進や、障害者優先調達法を踏まえた区の指針に基づく障害福祉施設等からの物品等の優先調達に加え、事業所間のネットワークを活用した新たな事業展開を図るなど、工賃向上を目指した取組みを進めていきます。

### 【主な取組事業】

- 「はあとの木」運営支援事業
- 豊島区障害者就労施設等からの物品等の優先調達の推進
- 協働受注のネットワークづくり
- IKE・SUNPARK ファーマーズマーケット



### 自主製品の販売

#### コラム

はあとの木とは、豊島区内の障害者福祉施設がものづくりを介して、人との多様な関わりを目指すネットワークです。

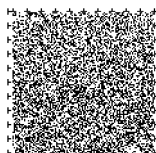
以下のような活動を行っています。

#### ◆はあとの木展示棚 常設展示販売

区役所4階カフェふれあい横のガラス棚の中に、はあとの木の商品が並び、展示販売を行っています。中をご覧になりたいかたはお気軽にカフェふれあいまでお声かけください。その場でお買い求めいただけます。

#### ◆はあとの木マルシェ

はあとの木に参加している事業所のスタッフとメンバーが交代で、ガラス棚に入っている商品や、棚には置いていない事業所の商品をカフェふれあい横にて販売を行っています。



## 6 権利擁護の推進

### 目指すべき姿

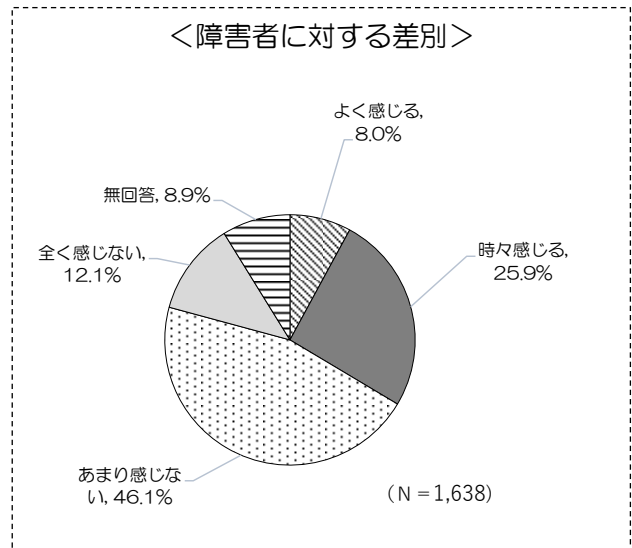
障害を理由とした不当な差別や虐待のない、障害のあるかたもないかたも互いに尊重し、共生できる社会づくりを目指します。

また、障害により判断能力が不十分で法的な対応が必要なかたが地域で安心して生活できるよう、成年後見制度等の取組みを推進していきます。

### 【現状と課題】

障害者の権利擁護については、平成 26 年の障害者権利条約の批准や、平成 28 年の障害者差別解消法の施行などにより、区においても積極的に取り組んでいます。

しかし、令和元年度のアンケート調査の結果をみると、障害者に対する差別を「よく感じる」「時々感じる」人があわせて約 34%と、おおむね 3 人に 1 人が差別を感じていると回答しています。

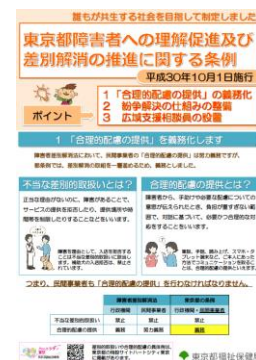


### 取組方針 1 障害者の権利を守る取組みの充実

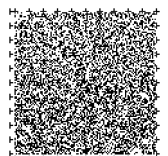
障害を理由とした不当な差別や虐待を解消するため、区では相談体制の整備や法の周知を図ってきました。今後も、相談事例の分析、当事者ヒアリング等を行い、取組みをさらに充実していくとともに、区民や民間事業者への周知を進めていきます。

### 【主な取組事業】

- 障害を理由とする差別の解消に関する取組み
- 障害者虐待防止対策支援事業  
(障害者虐待防止研修事業、通報窓口の設置など)
- 豊島区民社会福祉協議会  
福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」の運営
- 豊島区障害者権利擁護協議会の実施



【東京都障害者差別解消条例リーフレット】



## 取組方針2 成年後見制度の普及・啓発および利用促進

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではないかたの日常生活を法律的に支援する制度のことです。お金の管理ができなくなったり、障害のある子どもの今後の不安なときなどに、成年後見人等が財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。

区では、成年後見制度の利用促進を図るため、豊島区民社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」との連携を強化し、成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、関係機関との地域連携ネットワークを構築していきます。

また、令和3年度には成年後見の利用促進に関する条例の制定や施策についての基本的な計画の策定も予定されており、こうした動きをふまえながら利用促進の具体化を図っていきます。

### 【主な取組事業】

- 「サポートとしま」との連携強化
- 成年後見制度利用支援



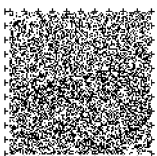
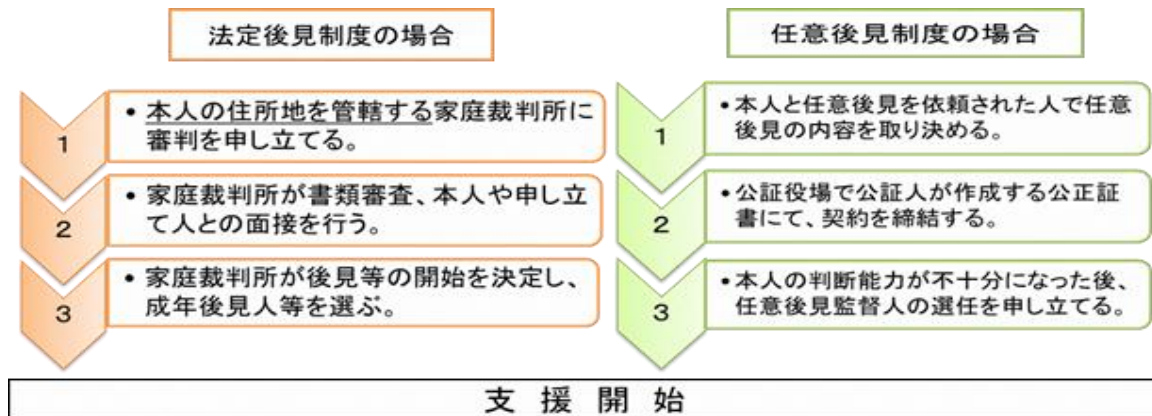
コラム

## 成年後見制度とは

判断能力が十分でない方の財産管理や日常生活における様々な契約などを支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

類型	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見	保佐	補助	
対象者	日常生活で判断能力が欠けている方	日常生活で判断能力が著しく不十分な方	日常生活で判断能力が不十分な方	判断能力がある方
支援者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人

### 制度利用の流れ





### 取組方針3 障害者虐待の早期発見・早期対応

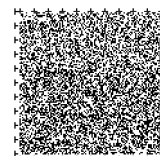
虐待については、未然に防止を図る広報・啓発活動と、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応が求められます。区では障害者虐待防止センターを中心に、虐待を未然に防止するため、障害者虐待防止に関する普及啓発セミナーを開催するとともに、指定障害福祉サービス事業所等および指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対する指導助言や地域における関係機関連携、家庭訪問等を行い、医師や弁護士等による専門的助言を得て、適切な対応が行うことができるよう取り組んでいます。

今後は障害当事者自身が虐待に対する知識を持ち、自らSOSが発信できるよう、周知啓発活動に取り組んでいきます。

令和4年度には、子どもの権利の擁護と虐待対策の取組みを一層推進するため、区立の児童相談所の設置を予定しています。

#### 【主な取組事業】

- 相談・通報窓口の周知
- 区立児童相談所の設置
- 障害者虐待防止センターの運営
- 専門相談（医師・弁護士・心理師）の実施
- 障害者の虐待防止に関する周知





## 豊島区障害者虐待防止センターについて

豊島区では、障害者虐待に関する通報や相談の窓口として、心身障害者福祉センター内に「豊島区障害者虐待防止センター」を設置しています。

障害者虐待を受けたり、また、障害者虐待を受けた疑いのある人を発見したら、センターにご相談ください。連絡者の情報は守られます。



### <障害者虐待の具体例>

#### 身体的虐待

平手打ちする、殴る、蹴る叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込める、など

#### 性的虐待

性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せる、など

#### 心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子供扱いする、無視をする、など

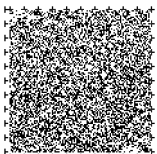
#### 放棄・放置

食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排せつの介助をしない、掃除をしない、病气やけがをしても受診させない、他の同居人・利用者による虐待を放置する、など

#### 経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、など

豊島区障害者虐待防止センター（豊島区立心身障害者福祉センター内） 03-3953-2870



## 取組方針4 障害を理由とする差別解消に向けた取組みの推進

障害者があらゆる機会でも差別されないよう、障害者差別解消法の周知を引き続き図ります。

### 【主な取組事業】

- 職員向け e-ラーニングの実施
- エイローリボンの周知
- エイローリボン通信の発行



### 豊島区手話言語の普及及び 障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例とは

豊島区では、手話が言語であることの理解を広め、障害のあるかたもないかたもお互いに理解し合うための多様な意思疎通手段を使えるよう、進めていく条例ができました。



条例がめざす姿は

共に支え合い、  
安心して暮らすことのできる  
社会を目指して

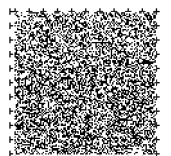
基本となる考え方は以下の2点です。

#### その1

手話は長い間大切に  
つかわれてきたことばです。  
そのことを大事に、手話に対する  
理解を深めていきます。

#### その2

障害のあるかたもないかたも、  
お互いを理解しあうために、  
いろいろな意思疎通手段を使える  
よう進めていきます。



## 7 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上

### 目指すべき姿

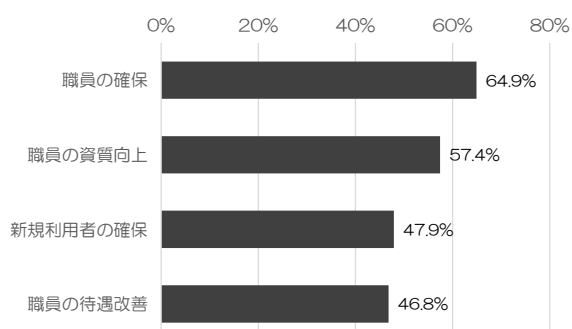
区職員や民間事業者の障害福祉専門職等の充実・レベルアップに継続的に取組み、計画的な指導検査を実施することで、質の高い障害福祉サービスの提供を図ります。

### 【現状と課題】

令和元年度のアンケート調査の中で、事業所運営上の課題をみると、「職員の確保」が最も多く、次いで「職員の資質向上」、4番目に「職員の待遇改善」の順になっています。

ほとんどの事業所において、保健福祉人材の確保・育成が非常に大きな課題となっていることが読み取れます。

### ＜事業所運営上の課題＞（上位4つ）

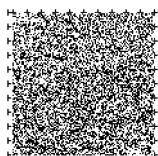


### 取組方針1 障害福祉サービス等に係る研修等の活用

区職員が、より適切な障害福祉サービスの提供ができるよう、都や特別区で実施する障害福祉サービス等に係る研修や障害者総合支援法の具体的内容を理解するための研修に積極的に参加します。国の調査、研究資料を活用し、本区の施策へフィードバックできるようにしていきます。

### 【主な取組事業】

- 都および特別区で開催する研修への参加
- 調査・研究の推進



## 取組方針2 障害福祉サービスの質の向上に向けた取組み

障害のあるかたが安心して障害福祉サービスを利用するためには、十分な情報と、サービスの質が確保されていることが重要です。

区民や民間事業者に向け、一人ひとりに合った適切な障害福祉サービスの提供ができるよう、事業者間の連携支援を進め、地域における資源の有効活用を図ります。

### 【主な取組事業】

- 障害者通所施設に対する第三者評価受審勸奨
- 東京都福祉サービス第三者評価ロゴマークによる普及・啓発
- 障害福祉サービス事業所連絡会
- 指定相談支援事業所への講演会開催
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有



2 福保指指第 599 号

## 取組方針3 計画的な指導検査の実施

障害福祉サービス事業者等に対して、事業運営の適正化と透明性を確保し、利用者の視点に立った障害福祉サービスを提供していることを確認するため、専管組織による計画的な指導検査を実施します。また、指導検査結果は都等関係自治体と必要な情報を共有していきます。

### 【主な取組事業】

- 専管組織による計画的な障害福祉サービス事業者への指導検査の実施



### 障害福祉サービス事業者への指導検査

#### コラム

豊島区は令和2年9月から区内の障害福祉サービス事業者等を対象に「指導検査」を行っています。

#### <目的>

指導検査は、法令等で定める最低基準および指定基準等が守られているかを確認し、必要に応じて助言、指導、是正を行うことで、サービス内容の質の確保と給付費等の支給の適正化を図ります。

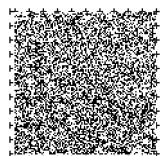


#### <実施方法>

指導検査の実施方法には実地指導と集団指導があります。

実地指導は、事業所におもむき、関係書類を閲覧し、関係者から面談をする方式です。

集団指導は、事業所連絡会等の機会を活用し、説明等を行う方式です。



## 8 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

### 目指すべき姿

災害時に障害のあるかたに必要な支援や配慮が提供できるよう、災害時要援護者名簿や避難所の整備のほか、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際においても、サービスの提供が滞ることのないよう、必要な対策を進めていきます。

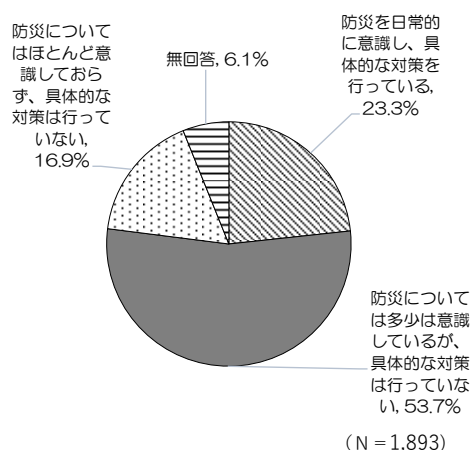
### 【現状と課題】

近年、地震や水害などの自然災害に加え、大規模な感染症等の流行にみまわれるなど、より多様な災害に対する備えを充実していくことが求められています。

令和元年度のアンケート調査の中で、災害時の対策について質問では、「具体的な対策は行っていない」という人が非常に多くなっている現状があります。

そのため、災害時の体制の充実を図るとともに、区民への適切な情報提供が求められています。

＜防災意識・対策の有無＞

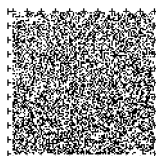


### 取組方針1 防災対策を通じた地域づくり

災害に備え、地域の見守り、連携のネットワークづくりを進めていくことが重要です。そのため、災害時における障害のあるかたへの理解の促進や啓発活動を進めていくとともに、災害発生時に必要な支援が行き届くよう体制の整備を進めていきます。

### 【主な取組事業】

- 地域における防災訓練への参加促進
  - 災害時要援護者への支援体制の整備
  - 災害バンドナの配布
  - 障害者防災の手引きの活用
  - 安全・安心メールの発信
  - 高次脳機能障害のかたや支援者に災害時に関するリーフレット（東京都）の配布
- ※当事者への内容に加え、支援者に知ってほしい情報提供の方法なども載っています。



## 取組方針2 福祉救援センターの開設

災害時において、最初は救援センターに避難しますが、支援や配慮が必要な場合は、福祉救援センターに移行する必要があります。災害対策本部の決定により開設された心身障害者福祉センター等の福祉救援センターにおいて受け入れを行います。

### 【主な取組事業】

- 福祉救援センターの整備・訓練・周知・運営（備蓄）

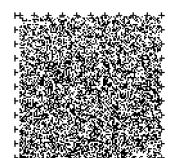
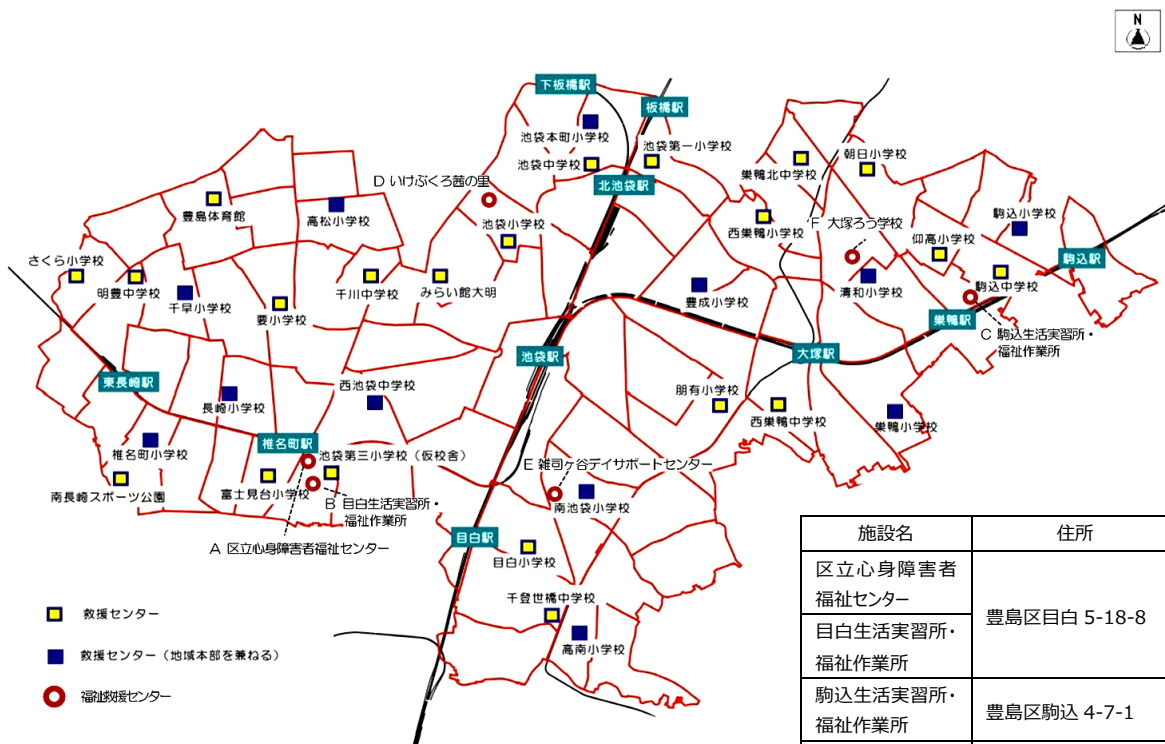


### コラム

#### 福祉救援センターとは

特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害者のための救援センターが福祉救援センター（通所型）で、例えば、心身障害者福祉センター、生活実習所、福祉作業所等がそれにあたります。

災害時には小学校等に設置される救援センターとは別に、支援や配慮が必要な方が二次的に避難する場所となります。



### 取組方針3 感染症等への対応

新型コロナウイルスなどの各種感染症に適切に対応するため、障害福祉サービス事業所をはじめとした関係機関の感染症対策を進め、障害のあるかたへのサービス提供や支援が途切れることのないよう、国や都の方針に基づき、適切に事業運営できるような体制づくりを進めています。

#### 【主な取組事業】

- 手話通訳者用フェイスシールドの配布
- 障害福祉サービス事業者への衛生用品等の配布
- 遠隔手話通訳のご案内
- ※東京都で実施しているサービスです。
- マスクができないかたへの支援



#### 区で取組む感染症対策関連の事業

##### コラム

新型コロナウイルス感染拡大防止としてマスクの着用を求められる中、障害特性によりマスクの着用が難しい人への理解が進んでいないのが現状です。

そこで、障害福祉課ではマスクを着用することができないことを表示するバッジを作成し、障害福祉課の窓口や心身障害者福祉センターで無料で配布しました。

目白生活実習所・福祉作業所→  
(メジロック) にデザインを依頼



ほかにもこんな取組みを行っています！

#### ○新型コロナウイルスに感染した場合の受入体制の確保（令和2年11月～）

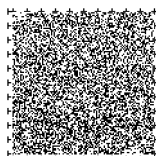
障害者を介護する家族が新型コロナウイルスに感染した場合に、自身での生活ができない障害のあるかたを緊急的に受入れることができる施設を整備します。

#### ○施設におけるPCR検査の実施（令和2年11月～）

区内の障害福祉サービス事業所で感染者が発生した場合に、感染に不安を感じている職員や利用者等を対象に無料でPCR検査を受けられるよう、検査費用を公費で負担します。

#### ○障害者(児)福祉サービス事業者特別支援金の支給（令和2年度実施）

新型コロナウイルスによる国の緊急事態宣言下においてもサービスを継続した区内サービス事業者に対して、業務支援を目的に、区独自の支援金の支給を行いました。





## 9 福祉のまちづくりの推進

### 目指すべき姿

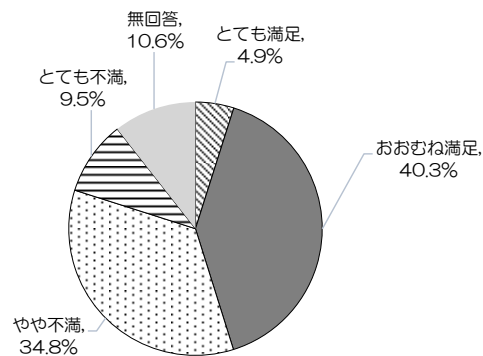
日常生活上のさまざまな障壁（バリア）を解消することで、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいと思える環境づくりを推進していきます。

### 【現状と課題】

福祉のまちづくりを推進するため、公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行っていますが、一部の公共・民間施設では引き続き改修が必要な施設がある状況です。

まちのバリアフリーの満足度について、令和元年度のアンケート調査によれば、全体の44.3%が「やや不満」「とても不満」と回答しており、引き続きの改善が求められています。

### ＜まちのバリアフリーに関する満足度＞



(N = 1,893)

### 取組方針1 アクセシビリティ<sup>1</sup>の強化（バリアフリーのまちづくり）

区では、交通機関その他の公共施設において、「東京都福祉のまちづくり条例」、「池袋駅地区バリアフリー基本構想」等に基づき福祉のまちづくりを進めています。

また、セーフコミュニティの取組みの一環として、「障害者の安全対策委員会」を活用しながら、当事者の声に基づくバリアフリーの取組みを進めることで、誰もが安心して外出できる環境を整備していきます。

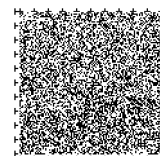
### 【主な取組事業】

- セーフコミュニティの取組み
- 障害者の安全対策委員会の運営
- ホームドアの設置推進
- 歩行時間延長信号機用小型送信機の普及・推進
- 公共交通機関のバリアフリー化の推進
- 視覚障害者外出支援事業

音響型信号機(歩行時間延長信号機用小型送信機利用可)の設置状況(令和2年7月時点)

地域(警察署管轄)	設置件数
池袋	32件
巣鴨	36件
目白	8件

<sup>1</sup> アクセシビリティ：情報やサービス等への近づきやすさやアクセスのしやすさ、利用しやすさのこと。





## 豊島区におけるセーフコミュニティの取組みとは

コラム

豊島区では、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証を、平成24年11月に、東京のような大都市では世界で初めて取得しました。

セーフコミュニティとは、「けが」や「事故」など日常生活の中で健康を阻害する要因を「予防」することで、安全なまちづくりに取り組んでいるコミュニティのことです。

2012 TOSHIMA CITY



セーフコミュニティ  
国際認証都市・豊島区

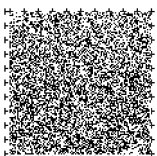


地域区民ひろば<sup>1</sup>をセーフコミュニティ活動の拠点として位置づけ、高齢者の安全などに関する情報提供、自殺予防のためのゲートキーパー講座の実施、子育ての相談機会の提供などを行っています。

### <障害のあるかたに向けた取組み>

- 豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の施行および周知リーフレットの配布
- 障害者サポート講座の周知
- ヘルプカード・ヘルプマークの周知・理解促進
- 障害者防災の手引きの配布

<sup>1</sup> 地域区民ひろば：赤ちゃんから高齢者まで、だれでも利用できる広場で、小学校区ごとに設置された地域コミュニティの拠点。



## 取組方針2 情報アクセシビリティ<sup>1</sup>の強化

「情報」保障は、障害者権利条約にも定められた重要な課題です。情報の取得や利用するための手段について、選択の機会が拡大できるよう、手話の普及・啓発とともに、ICTなどの情報機器の活用により、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保していきます。

### 【主な取組事業】

- 手話通訳者派遣事業
- 要約筆記者派遣事業
- 点字広報・声の広報・点字版としまくらしの便利帳の発行
- 障害者福祉広報
- 福祉テレホンサービス
- 障害福祉課関係窓口でのCommun、UDトーク、点字プリンター等の活用
- 失語症の人のコミュニケーション支援事業（P49 参照）



### 点字プリンターについて

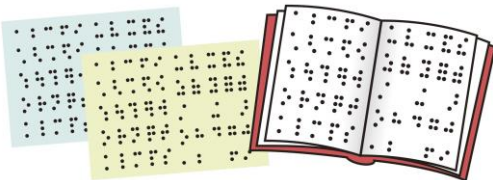
#### コラム

点字プリンターとは、点字を紙に出力することができるプリンターのことです。

障害福祉課では、視覚障害のあるかたへ連絡を行う際に点字による通知もあわせて送付しています。

今後、様々な場面において点字プリンターが活用できるよう検討していきます。

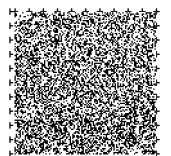
豊島区では、ひかり文庫(点字図書館)で視覚障害者のかたに点字プリンターの貸出をしています。(利用および機能については要問合せ)



#### 点字プリンターの機能も進化しています! こんな便利な機能の点字プリンターも

- ☆Word や Excel で作成したテキストを点字に変換(点字の知識がなくても大丈夫)
- ☆イラストや図の部分は立体に浮き立たせて印刷
- ☆パソコンとは USB ケーブルをつなぐだけ
- ☆点字部分は何回押してもつぶれないので安心して使える
- ☆消耗品や交換品がないのでメンテナンスの手間が不要
- ☆静かな稼働音
- ☆軽くてコンパクト、設置場所に困らない

<sup>1</sup> 情報アクセシビリティ:高齢者や障害のあるかたなどを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。





## 意思疎通支援

コラム

### 豊島区での情報機器を活用した意思疎通支援の取組み

障害福祉課の窓口では、コミュニケーションや UD トークを活用することによって、円滑なコミュニケーションに努めています。

#### ◎コミュニケーションとは

話す側がマイクに向かって話すときコミュニケーションのスピーカーを通じて聴き手側に音が大きく聞こえる。耳につける必要がないというのが利点。



#### ◎UDトークとは

会話をリアルタイムで文字表示して、コミュニケーションのUD(ユニバーサルデザイン)を支援するためのアプリ。多言語に対応しているのが特徴。

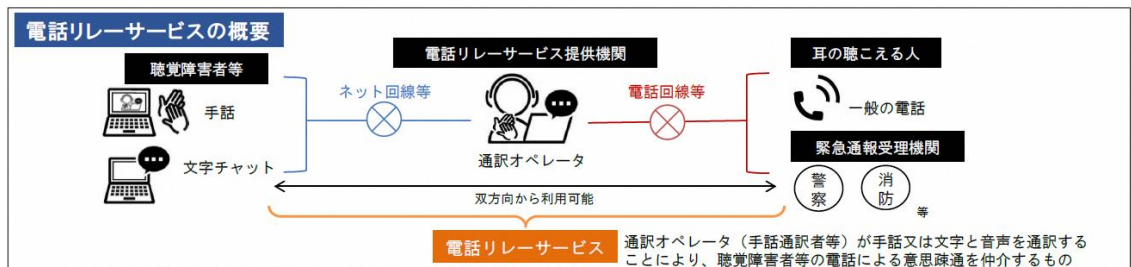


さらに…

令和2年6月に

### 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立しました

- ① 国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定める。
- ② 聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる。

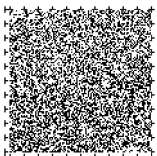


※総務省 HP より引用

この法律ができると…

- ・24時間・365日電話サービスを受けられます。
- ・双方向化(耳の聴こえる人から聴覚障害者等への通話を含む)が実現します。
- ・緊急通報(110番等)への接続が可能になります。

⇒利用者がより便利に！



## 10 福祉と文化の融合

### 目指すべき姿

これまで区が推進してきた「文化を基軸としたまちづくり」を最大限に活かし、文化活動・スポーツ活動に積極的に参加できるような環境整備を進めることで、障害があるかたの社会参加や交流、健康づくりを推進していきます。

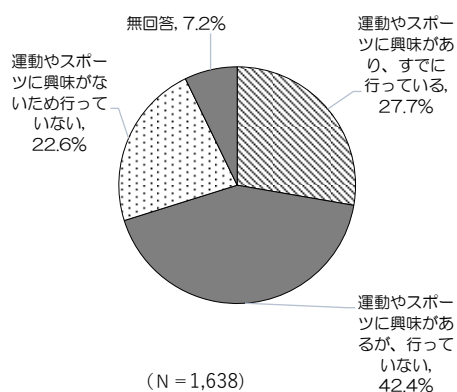
### 【現状と課題】

令和元年度のアンケート調査によれば、「運動やスポーツには興味はあるが、行っていない」人が約 42%となっており、運動をしたくてもできない人が多いのが特徴です。

平成 30 年 6 月には、障害のあるかたが文化・芸術活動において個性と能力を発揮できるよう、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

障害のあるかたがその人らしく生きていくことができるよう、文化活動・スポーツ活動に気軽に取り組める環境づくりが求められています。

### ＜運動・スポーツへの関心＞



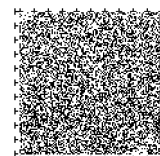
### 取組方針1 文化・芸術活動の振興

今後も文化・芸術を推進する国際アート・カルチャー都市として、「豊島区障害者美術展（ときめき想造展）」をはじめとした様々な文化イベントや、芸術家を目指したい人から気軽な日常の楽しみとして行いたい人まで、文化芸術活動に親しむ機会をつくるために「障害者アート教室」を開催しています。障害のあるかたの独創的な感性から、素晴らしい作品を生み出せるきっかけをつくり、だれもが主役になれるチャンスを持つことができるよう、さまざまな機会を通じて芸術作品の発表の場を提供していきます。

障害のあるかたの文化・芸術活動を通じた社会参加を促進することで、福祉と文化の融合を推進していきます。

### 【主な取組事業】

- 障害者アート教室
- 豊島区障害者美術展（ときめき想造展）
- まちかど回遊美術展
- Echika 池袋ギャラリー「障害者アート展」





## 障害者アート教室

### コラム

障害者アート教室は、ありのままの感性を大切に、気軽にアートに親しむことができる教室です。決められた道具や制作方法の中で行うのではなく、参加者それぞれが使いたい道具を選び、制作していくのが特徴です。中には豊島区障害者美術展(ときめき想造展)に向けて作品を制作するかたもいらっしゃいます。

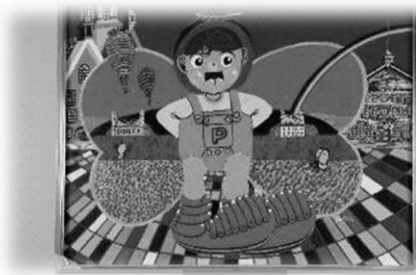


【講師のアドバイスを受けている様子】



【アート教室で制作した作品】

## 障害のあるかたの文化作品



第12回豊島区障害者美術展(ときめき想造展)  
最優秀賞 久保貴寛さんの作品  
「僕の名前はベッチです。」



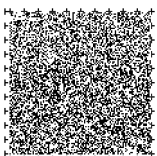
第12回豊島区障害者美術展(ときめき想造展)  
アゼリア賞 瀬戸山廣美さんの作品  
「私の龍宮城」

## 2020 パラアート TOKYO

「アートは障害を超え、国境を越える」と題した日本チャリティ協会主催のシンポジウムでは、豊島区の障害者アートの魅力を発信しました。



【記念シンポジウムの様子】



区では、国際的なイベントである「東アジア文化都市 2019 豊島」を開催し、「舞台芸術」「マンガ・アニメ」「祭事・芸能」を 3 本柱に公民連携によりさまざまな文化活動が実施されました。「まち全体が舞台・誰もが主役になれる芸術都市」として、障害のあるかたも自己実現を図りながら生き生きとした生活を送ることができるという新たな社会参加のかたちを見いだす機会になったとともに、各イベントを通じて障害のあるかたへの合理的配慮の普及についても大きく推進するきっかけにもなりました。



「2019 パラアートフェス TOKYO」での  
金澤翔子さんの書道パフォーマンス



「2019 パラアートフェス TOKYO」での  
日本ろう者劇団による手話狂言

## 取組方針 2 社会参加の促進

毎年開催しているふくし健康まつりにおいて、障害のあるかたを中心に舞台やバザーなどのイベントを行うことで、自らが楽しみながら社会参加できる機会をつくっていきます。

また、障害のあるかたが身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、関係部署と連携を図りながら、障害者スポーツの魅力を伝えるとともに、参加しやすい環境と健康づくりに取り組んでいます。

「スポーツのつどい」では、障害の有無にかかわらず交流できる機会をつくるとともに、中学生のボランティアを集うことで、学校教育の段階から障害者に対する理解の促進ができるよう取り組んでいます。

さまざまな機会を捉え、障害のあるかたの社会参加を促していきます。

### 【主な取組事業】

- 障害者福祉事業（スポーツのつどい、ふくし健康まつり）
- みんなのヨガ教室
- 土曜余暇教室<sup>1</sup>

<sup>1</sup>土曜余暇教室：ボランティアとの交流やレクリエーション、外出行事などの社会参加の機会を提供。

